

## 地域子ども・子育て支援事業の提供体制確保の方策及びその実施時期について

地域子ども・子育て支援事業の種類	一時預かり事業（幼稚園型）
本市事業名	幼稚園における預かり保育（市立・私立幼稚園）
事業の趣旨・目的	保護者の子育てを支援するため、通常教育時間の前後や長期休業期間中などに、預かり保育を実施するもの。

## 1 京都市における一時預かり事業（幼稚園型）の量の見込み

第3回幼児教育・保育部会資料2-2の考え方の下、26年4月1日時点での数値に基づき算出した、一時預かり事業（幼稚園型）の量の見込みは、下表のとおり（参考①ア及び参考②イの合計）である。

<一時預かり事業（幼稚園型）の量の見込み>

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み （人日）	532,378	681,047	833,215	827,702	828,901

（参考①）

<2号認定定期利用>	27	28	29	30	31
幼稚園に在籍する 要保育児童数	907	1,813	2,720	2,720	2,720
全市の量見込み…ア	174,144	348,096	522,240	522,240	522,240

※「幼稚園に在籍している要保育児童数」

= 「要保育児童数」 - 「幼稚園在籍児童を除く要保育児童数」

※「幼稚園に在籍する要保育児童数」については、有効な統計数値がないため、26年度実績を「0」とし、29年度の量の見込みである2,720人を増加数と設定。

（参考②）

<1号認定随時利用>	27	28	29	30	31
1号認定児童数	14,948	13,893	12,976	12,746	12,796
8月以外の月の量見込み	270,091	251,028	234,459	230,303	231,207
8月の量見込み	88,144	81,923	76,515	75,159	75,454
全市の量見込み…イ	358,234	332,951	310,975	305,462	306,661

## 2 検討の視点

## (1) 現在の幼稚園での「預かり保育」取組状況

通常保育日及び長期休業期間中の「実施時間」や「実施日数」は、各園により異なるが、市内私立幼稚園の9割近くの幼稚園、及び全市立幼稚園16園で、何らかの預かり保育が実施されている。

## (2) 「一時預かり事業（幼稚園型）」と私学助成等の「預かり保育」について

新制度施行後の預かり保育の取扱いは、以下のとおり。

区分	預かり保育の取扱い
施設型給付を受ける幼稚園	市町村の一時預かり事業(地域子ども・子育て支援事業)
施設型給付を受けない幼稚園	原則として、私学助成による預かり保育 * 私学助成に代えて、市町村が一時預かり事業を委託することも可能

## (3) 2号認定の確保方策（提供体制）との一体的な検討

上記1で示した量の見込みの算出においては、「幼稚園に在籍する要保育児童数（2号認定）の量の見込み」の増加を、基準年度（上記1では26年度）を「0」としたうえで、ピーク時である29年度の量の見込みを「増加数」として仮規定したものである。

一方、本事業は、2号認定の具体的な提供体制の確保策の大きな柱となることから、本事業の提供体制の検討に当たっては、資料2-1の2（1）の方針も踏まえた在り方を検討する必要がある。

## 3 提供体制の確保方策に関する主な発言概要等

- 3～5歳の保育の量の増加分について、私立幼稚園も含めた預かり保育の拡充、機能の拡大という視点で対応してはどうか。
- 潜在的な要保育児童の中には、現在、幼稚園の預かり保育を利用している方で、認定すれば2号認定になるが、幼稚園へ通園することを希望されている方も含まれており、幼稚園が保育ニーズに応えていくことも大切。
- 私立幼稚園における預かり保育の充実で、多様な確保方策が検討できるのでは。
- パートタイム労働等で、1日の就労時間が比較的短い層（第5回幼児教育・保育部会資料3-1の（2）保育時間数アもしくはイ）は、十分に、幼稚園の預かり保育で対応できる。
- 就労している親が幼稚園を希望しても、昼食の問題、預けられる時間、夏休みの開園日数等が重要になる。
- 「全ての施設が、全てのニーズに応える施設になる」ことを求めると、余力のある施設しか安定的な経営ができなくなり、結果として、保護者の選択肢が限定的になる。
- 京都市内には「認定こども園」がほとんどない。今後、子どもの数が減っていく中で、施設を新設するよりも、既存の幼稚園を活用し、待機児童対策に取り組む方が効率的ではないか。

## 4 主な論点

- 保護者の就労形態も踏まえた、新制度での「一時預かり事業（幼稚園型）」と私学助成等による「預かり保育」との総合的な推進による2号認定の確保方策について。
- 2号認定の子どもの確保方策（試案）を踏まえた一時預かり事業（幼稚園型）の2号認定定期利用分の検討について。
- 区域をまたぐ通園の実態を踏まえた「確保方策」の区域ごとの調整について。

## 5 参考（「一時預かり事業（幼稚園型）」及び「預かり保育（私学助成）」の概要）

	一時預かり事業（幼稚園型）	預かり保育（私学助成）
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園が認定こども園に移行し、「保育認定」を受けた子どもを受け入れ、施設給付を受けることとなるものを除き、現行の預かり保育の実態も踏まえた、園児（教育標準時間認定の子ども）を主な対象とした事業類型。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常の教育時間の前後や長期休業期間中に、保護者の要請等に応じて、在園児のうち希望するものを対象に実施する事業。</li> </ul>
利用対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在園児</li> <li>・在園児以外の受入れも検討。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在園児</li> </ul>
人員配置基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育従事者は保育士又は幼稚園教諭（3歳以上児に限る）とすることを検討。</li> <li>・保育従事者は2人を下回ることはできないとするが、うち1人は、施設職員も可とすることを検討</li> <li>・一般型と同様で検討。</li> <li>・園児以外の子どもの受入れには、終日の職員配置を前提とすることを検討。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし</li> </ul>
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般型と同様で検討。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園設置基準</li> </ul>
補助単価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用児童1人1日当たりの単価を設定し、年間延べ利用児童数に応じた補助を検討。</li> <li>・長期休業日や土日祝日、長時間の実施園に対する加算も検討。</li> <li>・補助単価の設定については、一時預かり事業他類型や公定価格との整合性を踏まえ検討。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国から都道府県に対する私学助成の特別補助による財政支援。（「一時預かり事業（幼稚園型）」別紙1参照）</li> </ul>

※ 「一時預かり事業（幼稚園型）」は、内閣府資料（平成26年1月24日付け）による。

※ 現在、市立幼稚園の預かり保育は、市の単独事業として行っているが、実施要件を満たせば「一時預かり事業（幼稚園型）」の対象となる。